

# 「一般貸切旅客自動車運送事業」法令等試験問題

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

席 番 号	
-------------	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から15までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を( )内に記入しなさい。

1. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の終了の日から二年間保存しなければならない。(運輸規則第28条の2)  
( × )
2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取り扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りではない。(運輸規則第3条)  
( ○ )
3. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から三十日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。(道路運送車両法第13条)  
( × )
4. 整備管理者は、法令に基づいて定めた方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(車両法施行規則第32条)  
( ○ )
5. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18条)  
( × )
6. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければならない。運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)  
( ○ )

7. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款が適用されている場合では、旅客は、当該事業者が特に認めた場合を除き、乗車券を所持しなければ乗車できない。(標準運送約款第8条第1項)  
( ○ )
8. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。(道路運送法第33条)  
( ○ )
9. 旅客自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。(道路運送法第4条)  
( × )
10. 事業者は、旅客自動車運送事業(一般乗用旅客自動車運送事業を除く。)の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に3年従事した者を安全統括管理者に選任することができる。(運輸規則第47条の5)  
( ○ )
11. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)  
( ○ )
12. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の保管場所ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)  
( × )
13. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)  
( ○ )
14. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。(運輸規則第43条)  
( ○ )
15. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。  
(運輸規則第10条)  
( ○ )

- II. 旅客自動車運送事業の欠格事由に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- ・許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は( ケ ) に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から( エ ) を経過していない者であるとき。
- ・許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は( コ ) 自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の( オ ) する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は( ウ ) を有する者を含む。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)であるとき。(道路運送法第7条)

ア. 事業停止処分	イ. 一般貨物	ウ. 支配力	エ. 五年	オ. 業務を執行
カ. 運行を管理	キ. 取消し	ク. 七年	ケ. 禁固の刑	コ. 特定旅客

- III. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める一般乗用旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

- ① 拘束時間は、4週間を平均し1週間当たり( ク ) を超えないものとする。
- ② ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者等については、労使協定があるときは、52週間のうち16週間までは、4週間を平均し1週間あたり( ケ ) まで延長することができる。
- ③ 1日の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう)を平均して( オ ) を超えないものとする。
- ④ 連続運転時間は、( エ ) を超えないものとする。
- ⑤ また、連続運転時間の限度経過前若しくは経過直後に運転を中断して( イ ) 以上の休憩等を確保すること。

ア. 5分	イ. 30分	ウ. 1時間	エ. 4時間	オ. 9時間
カ. 12時間	キ. 40時間	ク. 65時間	ケ. 71.5時間	コ. 90時間

IV. 事業者が、その事業計画等を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(道路運送法第15条)

- |                |       |
|----------------|-------|
| ① 営業区域の拡大      | ( ○ ) |
| ② 営業所の名称の変更    | ( × ) |
| ③ 営業所の位置の変更    | ( ○ ) |
| ④ 主たる事務所の位置の変更 | ( × ) |
| ⑤ 事業用自動車の数の変更  | ( × ) |

V. 旅客自動車運送事業の運行に関する状況の把握のための体制の整備に関する次の文中、( ) 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、( ) 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第21条の2、解釈・運用通達)

・旅客自動車運送事業者は、法令その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならないが、この趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を(セ)に行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。体制整備の具体的な取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 事業用自動車の運行中は、(ア)その他の方法を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならない。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に(エ)等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、①の規定に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の(ケ)は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の(ス)に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならない。

ア. 電話	イ. 点検の実施	ウ. 酒気帯び	エ. 運行の中止	オ. 営業区域の境界
カ. FAX	キ. 電子メール	ク. 整備管理	ケ. 運行管理者	コ. 整備管理者
サ. 運行管理	シ. 一定期間ごと	ス. 運転業務	セ. 適正かつ確実	ソ. 安全統括管理者

VI. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を答. \_\_\_\_\_ の欄に記入しなさい。

1. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。（道路運送法第20条）

答. \_\_\_\_\_ 発地及び着地

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. \_\_\_\_\_ 5年

3. 事業者等は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について、2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車を引き起こした事故にあつては、1人）以上の死者を生じた事故があつたときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。（自動車事故報告規則第4条）

答. \_\_\_\_\_ 24時間

4. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該（ ）の日から一年間保存しなければならない。（運輸規則第7条の2）

答. \_\_\_\_\_ 運送の終了

5. 旅客自動車運送事業者は、（ ）を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。（運輸規則第21条）

答. \_\_\_\_\_ 過労の防止